

## 資料 4

### 千葉県における残土問題の現状について

平成 19 年 7 月 31 日  
千葉県環境生活部

#### 1 千葉県における残土条例制定の背景、経緯

##### (1) 制定の背景

千葉県では、平成 7 年から 8 年にかけて、建設残土等による埋立てが無秩序に行われ、埋立てによる土壤汚染、土砂等の崩落の問題が起こった。

このため、県民生活の安全確保・生活環境の保全を図るための防止策が求められた。(残土処分場から六価クロムを検出。)

##### (2) 県としての対応

対応できる法令がなかったことから、県独自の「**千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例**」(以下「**県残土条例**」という。)を制定した。

(平成 10 年 1 月 1 日施行)

#### 2 県残土条例の概要

##### (1) 対象事業

土砂等の埋立て区域の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の事業が対象。(許可制)  
(公共事業を除く全ての埋立てが対象)

なお、3,000 m<sup>2</sup>未満は市町村条例により対応は可能。

##### (2) 基準等

ア 「安全基準」に適合しない土砂等の埋め立て禁止。

(「安全基準」は土壤環境基準に準じて規則で定める。)

イ 「埋立ての停止命令」、「撤去命令」及び「措置命令」

安全基準に適合しない土砂等が使用されるおそれがあると認めるときの埋立停止、土砂の一部もしくは全部の撤去又は防災上必要な措置を命令

##### (3) 主な罰則

(ア) 無許可、埋立ての停止命令、撤去命令及び措置命令等の違反  
→ 1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金

(イ) 土砂搬入届出の無届け、土砂管理台帳を作成しない等  
→ 50 万円以下の罰金

##### (4) 分析等

ア 分析者・頻度等

(ア) 発生元事業者 発生場所において 5,000 m<sup>3</sup>毎に 1 検体

(イ) 埋立て事業者 4 ヶ月毎に埋立て区域 3,000 m<sup>2</sup>毎に 1 検体

**イ 分析項目**

- (ア) 地質検査 土壌環境基準の27項目  
(イ) 水質検査 地下水の環境基準の29項目

**ウ 確認方法**

- (ア) 発生元 土砂搬入届出として提出され、県が確認。  
(イ) 埋立地 県の担当者立会いの下で埋立て状況（廃棄物等の混入のないこと）を確認するとともに、検体を採取・分析し確認。  
なお、県による確認検査により、ひ素が土壤環境基準を超過して検出された例があり、基準超過の範囲を特定し、撤去を指導。

**(5) 施行後の改正状況等**

**ア 適用除外**

市町村が県条例と同等又は同等以上の条例を独自に制定した場合は、市町村の考え方を尊重し、県残土条例から適用を除外。(平成15年4月～)

市町村条例の独自の規定としては、隣接区域の土地所有者の同意並びに事業区域から一定の範囲に居住する世帯主の8／10以上の同意等を求ること等。

(適用除外市町：千葉市、船橋市、佐倉市、成田市、八街市、銚子市、東金市、山武市、芝山町、神崎町の8市2町)

**イ 土地の管理者の責務の強化。(平成15年10月～)**

**ウ 事業期間(埋立期間)を3年以内とする。(平成15年10月～)**

**エ 土砂等管理台帳の作成等(平成15年10月～)**

**オ 建設汚泥の処理物の残土処分場への搬入禁止通知。(平成13年9月～)**

**(6) 残土処分場(特定事業場)の許可状況**

年 度	許 可		事業完了・廃止		搬入土量 (m <sup>3</sup> )
	件数	面 積 (m <sup>2</sup> )	件数	面積 (m <sup>2</sup> )	
9年度	1 8	186,726	1 5	—	1,100,440
10年度	1 5 1	2,568,932	7 3	—	15,139,598
11年度	1 0 3	1,422,801	3 5	—	8,385,054
12年度	7 8	1,341,716	1 4	—	7,907,193
13年度	7 6	910,697	7 5	1,001,134	5,503,369
14年度	6 5	929,135	5 4	1,277,410	6,739,217
15年度	6 5	955,454	5 8	915,187	5,108,147
16年度	5 7	822,127	5 6	944,601	3,983,844
17年度	5 8	956,308	7 0	1,379,126	5,099,895
18年度	5 9	1,444,888	6 2	1,711,543	5,753,433
合 計	7 3 0	11,538,784	5 1 2	7,229,001	64,720,190
19年4月1日現在 稼働中の事業所数：68箇所 面 積：1,810,777 m <sup>2</sup>					

### 3 千葉県における有害物質を含む土壤汚染の事例

地域住民からの苦情により残土条例に基づき確認された例として次のような事例がある。

- ・事例1 造成工事の土砂の部分から、六価クロムが土壤環境基準を超えて検出された。
- ・事例2 土砂の埋立地から、ひ素が土壤環境基準を超えて検出された。
- ・事例3 再生土の保管場所から、フッ素が土壤環境基準を超えて検出された。

### 4 課題

#### (1) 法規制

- ・残土は廃棄物ではないことから、規制する法律がない。
- ・残土は土地造成の材料として利用価値があるものの、最近は廃棄物と同様に不要なものとして処分を目的に都県域を越えて移動し、埋立てが行われている。また、処分費用が必要な場合が多い。

#### (2) 処分の状況

残土の埋め立てが行われている現場では、

- ・産業廃棄物の建設汚泥を中間処理したものと残土の境界がはっきりしていないこと。(区別がつかないこと。)
- ・何らかの処理を施したと思われるものが搬入されていること。(薬剤の混入等)
- ・他の産業廃棄物(家屋解体に伴う建設廃棄物)の混入が見受けられるこ
- ・と。
- ・産業廃棄物の最終処分場と同様に、残土処分場の建設計画に対し、地域住民から地下水汚染を懸念しての反対運動が起きている事例があるこ
- ・と。
- ・現場でのトラブルの関係者は、埋立事業者、地域住民、地元行政機関による対応であり、ほとんどの場合に排出者が関わらないこと。
- ・埋立跡地の管理手法が確立されていないこと。

などの課題がある。



図1 残土処分場計画に  
対する地域住民の反対



図2 森林の谷間の  
残土処分場

### (3) 有害物質が検出された残土処分方法

#### ア 全ての残土に安全性の確認を義務付けていないこと

- ・残土が発生する場合に、土壤汚染対策法が適用される場合、あるいは県残土条例に基づく埋立てを行う場合は分析義務があるが、それ以外の場合には分析義務がない。

#### イ 安全基準を超過した土壤の処分方法が不明なこと

- ・県残土条例では「安全基準（土壤環境基準）」を超過した残土の搬入は、認めていない。
- ・安全基準を超過した残土の処分方法が確認できていない。
- ・汚染土壤浄化施設での浄化後の処分先が確認できていない。

#### ウ 汚染土壤施設が産業廃棄物の処理施設と兼ねていること

施設へ搬入され処理されたものが、通常の残土でも処分費がかかるのに有償売却された形となっており、処分先が確認できない。

などの課題がある。

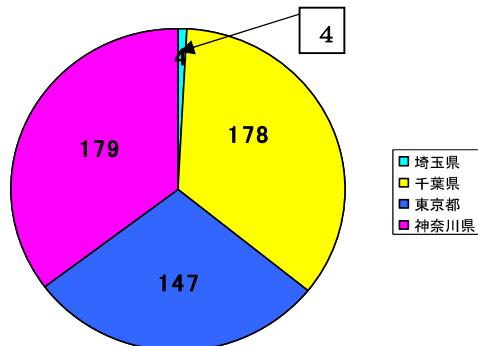
### (4) 県外からの搬入状況について

- ・残土については、発生から処分までを把握する手法がない。
- ・千葉県の残土条例による搬出元の報告によれば、都県域を超えて残土が搬入され、県内の残土処分場に埋め立て処分されていること。
- ・国土交通省による「建設副産物実態調査」によれば一都三県の建設工事に伴い多量の残土（建設発生土）が発生していることや、千葉県の残土条例による埋立実績の報告によれば多量の残土が本県に搬入されている。

### <千葉県残土条例による搬入量の状況>

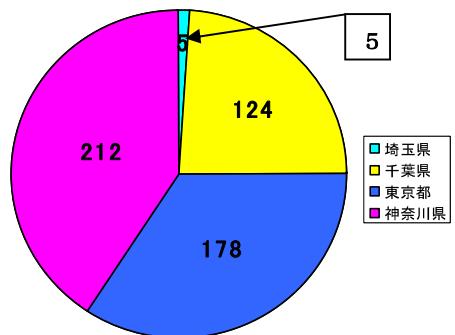
搬出元別による千葉県への残土の搬入量は、平成17年度は約3分の2、平成18年度においては、約4分の3が県外から搬入されている。

平成17年度（単位万m<sup>3</sup>）



合計 508 万m<sup>3</sup>

平成18年度（単位万m<sup>3</sup>）



合計 519 万m<sup>3</sup>

(千葉県による集計結果)

図3 近隣都県から残土の搬入状況



図4 船で運ばれ  
陸揚げされる残土



図5 ダンプに移され  
内陸部へ運搬される残土



図6 船から陸揚げされた残土



図7 大規模な残土処分場（その1）



図8 大規模な残土処分場（その2）

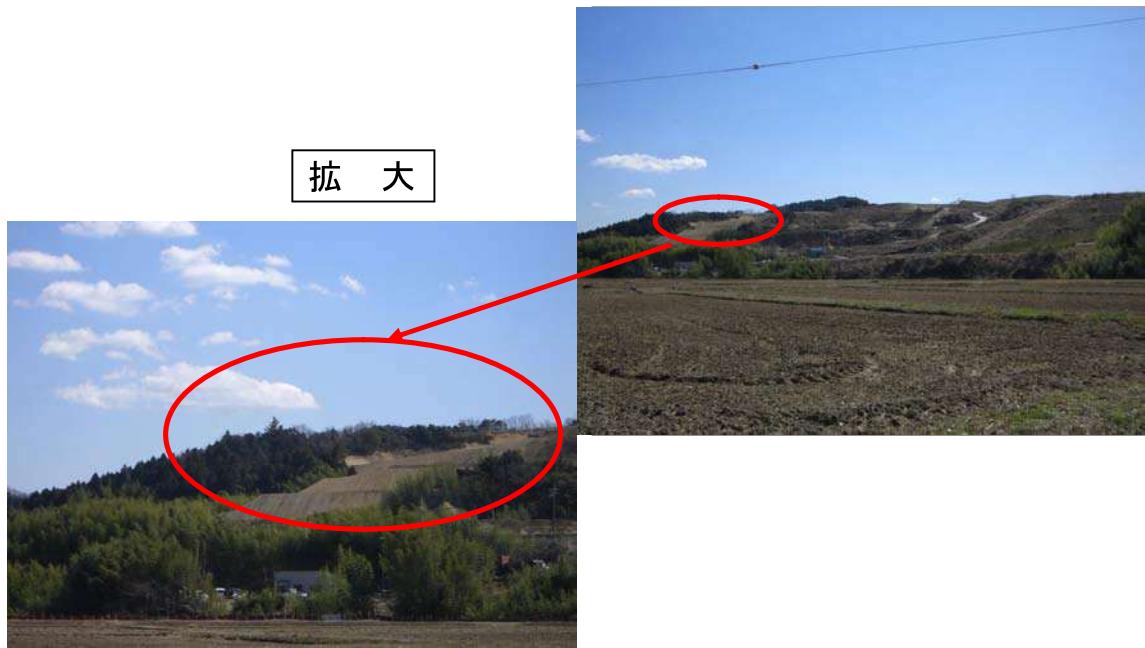


図9 山砂採取跡地へ搬入された残土



図10 法面として利用されている残土